

31 校外における学生・生徒風紀取締に関し警視庁より通知
の件通牒
〔昭和九年九月〕

官専二六八号	〔注記1〕
裁定	8月29日
文書課長	〔赤松〕
送発	8月30日
起案者	〔神野〕

昭和九年八月二十八日起案

学務課長 〔有光〕

専門学務局長 〔赤間〕

普通学務局長 〔下村〕

実業学務局長 〔菊池〕

〔服部 注記2〕

〔吉田〕

〔中島〕

〔高坂 土屋〕

〔剣木〕

〔下 札〕

案

年 月 日 局長

宛 (各通) 親展

〔注記3〕
〔加筆〕3〔加筆〕
○学生生徒ノ風紀取締ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ本年八月二十三日付保第二一七七号ヲ以テ警視
總監ヨリ照会ノ趣右ニ対スル回答文ノ写一部参考ノ為メ折返シ
御送付相煩度

備考

宛先

東京府下 各官、公、私立ノ大学、高等学校、専門学校及高

等師範学校長 (女子ノ学校ヲ含マズ)

保第二一七七号

(注記4)

昭和九年八月二十三日

警視総監 藤沼庄平 印

文部省専門学務局長殿

学生生徒ノ風紀取締ニ関スル件

今回首題ノ件ニ関シ取締上ノ参考ニ資シ度(加筆)別紙写ノ通管下

(東京府)各専門学校校長(学長)宛照会致置候ニ就テハ本件

実施上貴局ニ於ケル御意見拝承致度候条御手数ニハ有之候へ共

至急御回報相煩度此段及照会候也

(加筆)◎東京府下官公私立大学、高等学校、専門学校及高等師範

学校長 (但シ男子ノミ)

(注記5)

保第二一七七号

昭和九年八月二十二日

警視総監 藤沼庄平

学生生徒ノ風紀取締ニ関スル件

近時都下風紀取締ノ実情ニ徴スレバ学生生徒ニシテ特殊飲食店

(カフェー、バー、喫茶店ノ類ニシテ女給ガ客席ニ侍シテ接待ヲ為

スモノ)或ハ舞踏場等ニ出入スルモノ極メテ多ク其ノ結果動モ

スレバ学生ノ本分ヲ閑却シ不良徒輩ト交遊ヲ結ブニ至リ或ハ放

縦淫逸ニ流レ頽廢無節操ノ弊風ニ感染シ為ニ往々ニシテ墮蹙ス

ベキ幾多ノ事例ヲ惹起セルハ国家風教上寔ニ深憂ニ堪ヘザル所

(加筆) 360

二御座候

(注記6)

如此黙過シ難キ現況ニ就テ当庁ニ就テハ斯種營業者ニ対シ未成

年者並学生生徒ノ出入ヲ禁止命令致度所存ニ有之候得共本件ニ

関シテハ第一義的ニハ学校当局ニ於テ指導監督相成ルベキ事案

ト被認候ニ付之方取締ノ徹底ヲ期セラレ指導肅正ノ実ヲ挙ゲラ

ルルニ於テハ敢テ当庁ニ於テ積極的取締ヲ為スノ必要無之様思

料セラレ候得共不敢取貴意ヲ得度此段及照会候也

(表紙)

回答摘要

学生、生徒ノ風紀取締ニ関スル警視総監へ回答摘要

(神野) 印

学校名

東京帝国大学

回答要項

適當ナル措置ト存ス大学当局トモ十分連絡ノ上

効果ヲ挙ケラレタシ

其ノ執行方法宜シキヲ得ルニ於テハ異存ナシ

(加筆) 朱書

東京商科大学

東京工業大学

東京文理科大学

事件ノ生シタルトキハ学校ト打合ノ上適當ノ処

置ヲ講セラル、様致タシ

学生訓育上望マシキコトナルモ学生ヲシテ自ら

重ンスルノ念ヲ傷クコトナカラシム様御考慮ヲ

煩ス

早稲田

周到ナル注意ヲ以テ取締ニ尽力セラレタシ

〔加筆〕
〔朱書〕

成蹊
府立
武蔵

〔加筆〕
〔朱書〕

一高
上智
東洋
大正

日本医科

東京農業

駒沢

立正

拓殖

立教

専修

慈恵

國學院

日本

中央

法政

明治

貴庁ノ御配意ヲ得ハ善導上効果アルト信ス
可然御取締相成タシ
徹底の二取締方御考究願タシ実行上制服制帽ヲ着セサル者等充分御研究両々呼応シテ匡正シタシ
至極適當ト存ス
可然御取締願タシ
可然様適宜ノ処置相成タシ
是非御取締相成タシ
家庭及当該官庁ト相俣ツテ最善ノ方法ヲ講スルハ教育上喫緊ト存ス
徹底の取締ヲ望ム
御庁ト御協力願ヒタシ
発見次第相当取締ノ上学校へ通報煩度
積極的の二取締ヲ行ハル、コトハ機宜ヲ得タル処置ト思考セラル
実施ノ上ハ学校当局ト緊密ナル聯絡ノ下ニ遂行セラレタシ
可然御取計ヲ乞フ
御趣旨至極同感
当局ノ取締ヲ仰度
先以テ学校ニ於テ指導ヲ厳密ニシ自反自警セシメ肅正ノ実ヲ挙ケタシ
時宜ニ適シタルモノト賛同ス取締ニ際シ事学校ニ係ルモノハ連絡ヲ望ム
厳正ナル取締ヲ為シ悪化ヲ防止シタシ
学校ニ於テ嚴重取締居ルモ御注意相成ハ結構ニ付御力添ヲ乞フ同時ニ発見通報ヲ望ム
貴官ニ於テハ營業者ヲ取締リ学校ニ於テ指導監

〔加筆〕
〔朱書〕

二松学舎
天理外語
大東文化

〔加筆〕
〔朱書〕

東京薬専
東京物理
明治薬専

〔加筆〕
〔朱書〕

日本歯科医専
日本神学校
智山専門
日本ルーテル

〔加筆〕
〔朱書〕

東京美術
東京高等歯科

〔加筆〕
〔朱書〕

東京外語

成城

督向者協力徹底ヲ期シタシ
時宜ヲ得タルコト、賛同ス学校当局ト十分ナル連絡ヲ望ム
趣旨ニハ賛成常ニ努力シ居リ今後一層励行致度ニ付御庁ノ協力ヲ得バ幸甚
〔抹消〕〔学校当局ト共力取締ヲ望ム〕御趣旨ハ至極尤ト存セラル
研究上ノ見地ヨリ出入ヲ心要トスル場合モアリ篤ト御考慮適度ノ取締方必要ト考ヘラル
貴庁ノ御協力相煩ハシタシ
今後一層嚴重取締監督方努力ス
可然施設ヲ煩ハシタシ
聖職ヲ養成スル学校ナルカ故ニ従来其ノ方面ノ取締ハ必要ヲ認メス
積極的の二取締ヲ望ム
希望スル所
〔ママ〕
制才干渉取締ヲセズ直接監督ノ任ニアル者ニ対シ注意ヲ与ヘ反省ヲ俟ツト云フ程度ヲ希望ス
〔抹消〕〔総監ヨリ照会ナシ〕機宜ニ適シタル所置ト信ス
御協力ニヨリ趣旨徹底ヲ期シタシ
望ム所
貴庁ニ於ケル取締手段ト連絡ヲ密ニシ非行生徒ノ発見ニ努メ指導監督ノ実ヲ挙ケタシ
徹底の二出入禁止方希望ス
至極賛成

国士館専門

学校ニ於テ一層徹底的取締ヲ為スモ何分ノ御協
力願タシ

武蔵野音楽

昭和医専

貴庁ノ取締ヲ喜ブ
発見シタルトキハ其都度内報ヲ俟テ取締ノ実ヲ
得度

東京歯科

東京聾啞

麻布獣医

東京高等工芸

学校当局ト(採道)(加筆)力取締ヲ望ム
総監ヨリ照会ナシ
同上

至極結構ナルモ取締ニ当リ生徒中室内裝飾家具
等ヲ専攻スルモノアリ是等ニ就テハ特ニ貴庁ト
連絡致度

積極的ノ取締ヲ望ム

学校ニ於テ嚴重指導監督ヲ為スモ尚嚴重監督願
ヒタシ

取締ニヨリ憂ヲ除クヲ得バ仕合ニ付発見次第内
報ニ預リタシ

大倉高等商業

可然取締ノ上内報ニ預リタシ

高千穂高等商業

東京高等商船

取締ノ結果潜行的ニ悪風ニ浸ル傾向ナキ様実施
ニ当リ留意ヲ乞フ又(加筆)違犯者アリタルトキハ移
牒セラレタシ

貴庁ノ方針ニヨリ処断セラレタシ

巢鴨高等商業

東京写真専門

御主旨ニハ絶大ノ賛意ヲ表ス

(中略・他大学分)

昭和九年九月一日

中央大学学長 印

文部省専門学務局長殿

拝復 官専二六八号学生生徒ノ風紀取締ニ関スル件 警視総監
宛回答文写一部貴覽ニ供シ候 敬具

昭和九年九月(採道)(加筆)日

中央大学学長 原 嘉道 印

警視総監 藤沼庄平殿

拜復八月二十二日附保第二一七七号を以て学生生徒の風儀取締
に關する件につき御照会の趣諒承御申越の通り近時学生(ママ)の氣風
放縱に流れ不知不識の裡に其前途を誤る者多数に上り寔に浩嘆
の極に御座候 本学に於ては固と其創立の当初より質実剛健を
標榜して立ち終始其主義貫徹に努め時風に雷同阿附することな
く堅く相警め居候得共何分多数の生徒の事故遺憾ながら其尽力
の及ばざらん事を苦慮罷在候一面父兄の心事に想ひ到る時は学
生の風儀取締に關し枕を高くして安眠すら致し難く候恰もこの
とき貴庁に於ては深く時(採道)(加筆)弊(採道)(加筆)に憂慮せられ特殊飲食店に学
生の出入を禁止の御意見有之候事寔に刻下に処して適切なる重
要事項と賛意を表する次第に御座候希くは嚴重に且つ徹底的に
御取締の方法御考究願上候之が実行上については相当困難なる
事情相伴ひ可申例へは学生(採道)(加筆)の制服制帽を着せざる者等について
は充分御研究の上法網より洩れざる様御実施の程口管希上候斯
くして学校側と貴庁側と両々相呼応して其(採道)(加筆)弊(採道)(加筆)を匡正する
事は申す迄もなく彼等純良なる学生を迷盲の路に陥没せしめざ
る救ひの手たるのみならず亦以つて父兄を安んぜしむる良方便

なるを確信する次第に御座候
右卑見を具して御^(抹遣)願^(加筆)答申上候

拝具

(中略・他大学分)

(注記8)

昭和九年十月十五日

学務課長^(有光) ^(注記9) ^(神野)

専門学務局長^(赤間)

次官^(三邊) ^(服部)

大臣 花押^(松田源造)

普通学務局長^(下村) ^(注記10)

実業学務局長 花押^(菊池) ^(口島)

政務次官 花押^(添田敬一郎)

参与官^(山折)

督学官^(篠原) ^(岡村) ^(石井)

学生生徒ノ風紀取締ニ関スル件

案

年 月 日 次官

宛 (別記ノ通)

学生生徒ノ風紀取締ニ関スル件

本年九月二十一日付官專二六八号通牒標記ノ件ニ関シ別紙ノ通
警視総監ヨリ通知有之タルニ付テハ委曲右ニテ御諒知ノ上可然

御取計相成度

備考

一、宛先 東京府下ノ直轄学校長及公私立ノ大学、高等学
校、専門学長^(マ)宛 各通

但シ女子ノ学校ヲ除ク

一、別紙警視総監ノ通知写添付ノコト

(注記13)

発令第六二六号

昭和九年十月五日

(注記14)

文部次官殿

学生生徒ノ風紀取締ニ関スル件

(注記15)

予テ御照会申上ケ御意見拝承致候首題ノ件ニ関シ今回御高見参
照ノ上左記庁令抜萃ノ通特殊飲食店営業取締規則及舞踏場取締
規則ノ一部改正ヲ行ヒ本年十月十日ヨリ斯種營業者ニ対シ学生
生徒又ハ未成年者ノ出入禁止方命令致スト共ニ別紙ノ通各警察
署長宛通達致置候条御了知ノ上所期ノ目的達成ノ為学生生徒自
身ニ対シテモ之方指導監督方御示達相成様管下各関係学校長宛
御配慮相煩度此段及通知候也

(注記16)

(朱總)

記

特殊飲食店営業取締規則抜萃

第八条 營業者ハ左ノ各号ノ事項ヲ遵守スヘシ

第十四 營業所ニ学生生徒又ハ未成年者ヲ出入セシメサルコト

第十二条 従業婦ハ就業中左ノ事項ヲ遵守スヘシ

〔加筆〕
〔朱書〕八 営業所ニ学生生徒又ハ未成年者ヲ出入セシメサルコト

舞踏場取締規則抜萃

第十二条 開設者ハ左ノ各号ノ事項ヲ遵守スヘシ

〔加筆〕
〔朱書〕三 学生生徒又ハ未成年者ヲ入場セシメサルコト

第十二条ノ二 舞踏従業者ハ左ノ各号ノ事項ヲ遵守スヘシ

〔加筆〕
〔朱書〕二 学生生徒又ハ未成年者ヲ入場セシメサルコト

保紀第四一二〇号

昭和九年十月六日

甲例規

保安部長

各警察署長殿

特殊飲食店営業及舞踏場取締ニ関スル件

近時特殊飲食店及舞踏場等ニ学生生徒又ハ未成年者ノ出入スル者極メテ多ク其ノ結果動モスレバ学生ノ本分ヲ閑却シ不良ノ徒輩ト交遊ヲ結ブニ至リ或ハ放縱淫逸ニ流レ頹廢無節操ノ弊風ニ感染シ為ニ往往擧蹙スベキ幾多ノ事例ヲ惹起セルハ青年生徒ノ将来ノ為寔ニ遺憾ニ堪ヘザルノミナラス風紀警察取締上默過シ難キ所ナリ

惟フニ学生生徒ニ関スル限ニ於テハ第一義的ニハ直接監督指導ノ任ニアル学校当局ニ於テ之ガ指導肅正スベキ事案ナルモ本年八月二十三日付管下各専門学校長及文部省専門学務局長並東京

府知事宛之ガ取締方策ニ付意見照会致候処各学校共多数ノ学生生徒ヲ擁スルト、事校外生活ニ渉ルニ付充分取締ノ徹底ヲ期シ難キ憾ミアルヲ以テ当庁ト連絡協力ノ上取締ノ万全ヲ計リ度旨要望有之候ニ付今回該取締規則ノ一部改正ヲ行ヒ是等營業者ニ対シ其ノ營業所ニ学生生徒又ハ未成年者ノ出入ヲ禁止致候ニ付テハ左記方針ニ依リ嚴重取締ノ勵行相成ト共ニ至急關係業者ヲ招致シ之ガ取締方針ヲ懇切諭達スルト共ニ本改正ノ精神ニ鑑ミ学生生徒未成年者ノ処遇ニ関シテハ細心ノ注意ヲ払ヒ取締上過誤ナキヲ期セラレ度依命此段及通達候也

左記

〔加筆〕
〔朱書〕一本取締ハ学生生徒並未成年者ノ出入禁止ニ在ルモ之ガ違反

ニ関スル警察責任ハ營業者ニアリテ学生生徒又ハ未成年者ヲ処分スル趣旨ニ非ザルヲ以テ此ノ点特ニ注意スルコト

〔加筆〕
〔朱書〕二 制服又ハ制帽ヲモ着用セズ且言語容姿、年令等ヨリ推定シ

特段ノ注意ヲ払フニ非ザレバ学生タルコトガ明白ニ認識シ得ザルガ如キ場合ニ於テハ營業者ニ対スル処分ハ一応不問

ニ附スルコト

〔加筆〕
〔朱書〕三 入場違反アリタルトキハ其ノ学生生徒自身ニ対シテモ取扱

苛察ニ亘ラザル様一応懇篤諭示スルコト若シ其ノ制止ヲ肯ゼザルモノアルトキハ其ノ月日、場所及氏名ヲ速ニ当該在

籍学校長宛通報スルコト

〔加筆〕
〔朱書〕四 本取締ト併行シテ普通飲食店其ノ他ニ於ケル未成年者ノ喫煙飲酒禁止ノ取締ヲモ嚴ニ勵行スルコト

五 本令施行ニ当リ其ノ業態ノ実状ガ全ク特殊飲食店ニ非ザル

モノニ対シテハ此際普通飲食店ニ転業ヲ願出サシメテ整理
シ置クコト

〔加筆〕
朱書

六本令施行ノ結果普通飲食店ニ転業ヲ願出ゾル者ニ対シテハ
其ノ業態ヲ詳細調査ノ上許否ヲ決シ許可ノ際ハ適當ナル警
察命令ヲ附スルコト

〔加筆〕
朱書

七特殊飲食店及舞踏場ニ対シテハ学生生徒並未成年人ノ入場
ヲ拒否スル旨ヲ適當ナル方法ニ依リ賭易キ場所ニ揭示セシ
ムルコト

〔加筆〕
朱書

八違反者アリタルトキハ翌月五日迄ニ左記様式ニヨリ保安部
長宛報告スルコト

記

計	学生生徒	未成年人	計
舞踏場			
特殊飲食店			
營業種別			

昭和九年九月十三日 (注記18)

(注記19)

学務課長

(有光)

専門学務局長

(赤間)

次官

(三邊)

大臣 花押

(松田)

普通学務局長

(下村)

(服部)

実業学務局長

(菊池)

(花押)

(中島)

(注記17)

(神野)

(高田)

(注記20)

政務次官 (添田)

参与官 不在

督学官 (石井)

(岡村)

(倉林)

学生生徒ノ風紀取締ニ関スル件

案ノ一

年月日

次官

警視総監宛

学生生徒ノ風紀取締ニ関スル件

昭和九年八月二十三日標記ノ件ニ関スル御照会ノ趣諒承学生生
徒ノ風紀肅正ニ付テハ各学校当事者ニ於テ常ニ留意致シ居ル処
ナルモ校外ニ於ケル生活ニ亘リテ之ヲ徹底セシムルニハ家庭及
一般ノ協力ヲ必要トスル次第ニ有之特ニ貴庁ヨリ此ノ点ニ付御
協力ヲ得ルコトニ付テハ素ヨリ異存無之モ營業者ニシテ取締ニ
違反シタルモノアル場合ニ於ケル關係学生生徒ノ取扱ニ付テハ
各学校当事者ト充分連絡協調ノ上訓育ノ実ヲ挙グルニ遺憾ナカ
ラシムル様御高配相煩度右及回答

追而直轄学校長、公私立ノ大学、高等学校及専門学校校長並地方
長官宛別紙ニ通牒致置タルニ付御参考迄

〔備考〕「別紙」ハ案ノ二及案ノ三ノ写添付ノコト○

案ノ二

年月日

次官

宛（別記ノ通）

学生生徒ノ指導訓育ニ付テハ常時留意相成各般ノ施設ヲ講ゼラルル処ナルベキモ校外ニ於ケル生活ニ亘リテ之ヲ徹底セシムルハ家庭及社会ノ協力ニ俟ツモノ不尠儀ニ有之今般別紙甲号及乙号ノ通照覆アリタルニ依リ右御了知ノ上必要ニ依リテハ關係当局其他ト協調提携シテ適宜ノ処置ヲ講ズル等爾今一層学生生徒ノ風紀ヲ肅正シ其ノ本分ヲ誤ラシメザル様遺憾ナキヲ期セラレ度右及通牒

備考

「宛先」直轄学校長及公私立ノ大学、高等学校及専門学校
長宛 各通 但シ女子ノ学校ヲ除ク

「別紙」甲号ハ昭和九年八月二十三日保第二一七七号警視
總監照会ノ写、乙号ハ案ノ一ノ写添付ノコト

案ノ三

年 月 日

次官

地方長官宛（各通）

学生生徒ノ指導訓育ニ関シ別紙ノ通牒致シタル処右御了知ノ上貴管下中等学校其他ノ生徒ニ付テモ其ノ本分ヲ誤ラシメザル様一層御留意相成度尚必要ニ依リテハ之ガ校外補導ニ関シ学校当局ヲシテ諸般ノ關係者ト協調提携シテ適宜ノ処置ヲ講ゼシムル等〔其ノ風紀〕〔取締〕〔肅正〕ニツキ万遺憾ナキヲ期セラレ度右及通牒

備考

「別紙」ハ案ノ二ノ写添付ノコト

〔加筆〕

昭和 年 月 日

次官

警視總監宛

学生生徒ノ風紀取締ニ関スル件

昭和九年八月二十三日標記ノ件ニ関スル御照会ノ趣諒承学生生徒ノ風紀肅正ニ就イテハ各学校当〔時〕〔事〕者ニ於テ常ニ留意致シ居ル処ナルモ校外ニ於ケル生活ニ亘リテ之ヲ徹底セシムルニハ家庭及一般ノ協力ヲ必要トスル次第ニ有之特ニ貴庁ヨリ此ノ点ニ付キ御協力ヲ得ルコトニ就イテハ素ヨリ異存無之候モ營業者ニシテ取締ニ違反シタルモノアル場合ニ於ケル關係学生生徒ノ取扱ニ付テハ各学校当〔時〕〔事〕者ト充分連絡協調ノ上訓育ノ実ヲ挙クルニ遺憾ナカラシムル様御高配相煩度右及回答
追而直轄学校長、公私立ノ大学、高等学校及専門学校校長並地方長官宛別紙通牒致置候ニ付御参考迄

〔案ノ二〕

昭和 年 月 日

次官

宛

学生生徒ノ指導訓育ニ就テハ常時留意相成各般ノ施設ヲ講ゼラルル処ナルヘキモ校外ニ於ケル生活ニ亘リテ之ヲ徹底セシムル

ハ家庭及社会協力ニ俟ツモノ不尠儀ニ有之今般別紙甲号及乙号ノ通照覆アリタルニ依リ右御了知ノ上必要ニ依リテハ關係当局其他ト協調提携シテ適宜ノ処置ヲ講スル等爾今一層学生生徒ノ風紀ヲ肅正シ其ノ本分ヲ誤ラシメサル様遺憾ナキヲ期セラレ度右及通牒

〔加筆〕
〔案ノ三〕

昭和 年 月 日

次官

地方長官宛

学生生徒ノ指導訓育ニ関シ別紙ノ通牒致シタル処右御了知ノ上貴管下中等学校其他ノ生徒ニ付テモ其ノ本分ヲ誤ラシメサル様一層御留意相成度尚必要ニヨリテハ之カ校外輔導ニ関シ学校当局ヲシテ諸般ノ關係者ト協調提携シテ適宜ノ処置ヲ講セシムル等万遺憾ナキヲ期セラレ度右及通牒

昭和 年 月 日

次官

〔加筆〕
警視総監宛

学生生徒ノ風紀取締ニ関スル件

昭和九年八月二十三日標記ノ件ニ関スル御照会ノ趣諒承学生生徒ノ〔訓育〕〔風紀〕〔保持〕〔肅正〕ニ就イテハ各学校当事者ニ於テ常ニ留意致シ居ル処ナルモ校外ニ於ケル生活ニ亘リテ之ヲ徹底セシムル〔二〕ハ家庭及〔社会〕〔一般〕ノ協力ヲ〔俟ツテ始メテ其ノ

完キヲ期シ得ル次第第二有之」大都市ニ於テハ特ニ然ル様被存処今回〔必要トシ〕。スル次第モ有之〔今回〕特ニ貴庁ヨリ此ノ点ニ付キ御協力ヲ得ルコトニ就イテハ素ヨリ異存無之候モ〔御計画ハ社会ノ協力ヲ得ル点ニ於テ誠ニ機宜ニ適スルモノト被存モ若シ〕〔貴庁ヨリ此ノ点ニ付キ御協力相成ルハ喜ハシキコト、〕営業者ニシテ取締ニ違反シタルモノアル場合〔其ノ営業者ニ対スル処置ハ格別〕〔二於ケル關係〕学生生徒ノ取扱ニ付テハ各学校当事者ト充分連絡協調ノ上訓育ノ実ヲ挙クル〔様御協力相成度〕〔二遺憾ナカラシムル様〕右及回答〔致度〕〔御高配相煩度〕

〔加筆〕
〔追而直轄学校長、〕〔官公及〕公私立ノ大学高等学校及専門学校長並〔及〕地方長官宛別紙ノ通牒致置候付御参考迄

(注記22)

号	裁決定	月 日	文書課長	送 発	月 日	起案者	(注記23)
							〔神野〕

(注記24)

昭和九年九月十一日起案

学務課長 (有光)

専門学務局長 (赤西)

次官 高田

大臣

普通学務局長 (下村) (服部)

実業学務局長 (花押) (中島)

政務次官

参与官

学生生徒ノ風紀取締ニ関スル件

案ノ一

年月日 次官

警視総監宛

学生生徒ノ風紀取締ニ関スル件

(貼紙2)

昭和九年八月二十三日標記ノ件ニ関スル御照会ノ趣諒承学生生徒ノ訓育ニ就イテハ各学校当事者ニ於テ常ニ留意致シ居ル^(抹消)〔^(加筆)所〕^(加筆)ナルモ校外ニ於ケル生活ニ互リテ之ヲ徹底セシムル^(加筆)〔^(抹消)二〕ハ家庭及社会ノ協力ヲ^(抹消)〔^(加筆)俟ツテ始メテ其ノ完キヲ期シ得ル次第ニ有之〕^(加筆)〔必要トシ〕大都市ニ於テハ特ニ然ル様被存処今回^(抹消)〔ノ御企画ハ社会ノ協力ヲ得ル点ニ於テ誠ニ機宜ニ適スルモノト被存モ〕^(加筆)〔^(抹消)實庁ヨリ此ノ点ニツキ御協力相成ルハ喜ハシコトト被存モ〕若シ營業者ニシテ取締ニ違反シタルモノアル場合^(抹消)〔其ノ營業者ニ対スル処置ハ格別〕^(加筆)〔^(抹消)関係〕学生生徒ノ取扱ニ付テハ各学校当事者ト充分連絡協調ノ上訓育ノ実ヲ挙グル様^(抹消)〔御協力相成度〕^(加筆)〔致度〕右及回答

〔^(加筆)〇〕案ノ二

年月日 次官

宛 (別記ノ通)

学生生徒ノ指導訓育ニ^(加筆・抹消)〔並風紀肅正〕就イテハ常時留意相成

〔^(抹消)大ニ〕^(加筆)〔各般ノ〕施設^(抹消)〔セラル、〕^(加筆)〔ヲ講ゼラル、〕^(加筆)〔^(抹消)処ナルベキモ校外ニ於ケル生活ニ互リテ之ヲ徹底セシムルハ家庭及社会ノ協力ニ俟ツモ不尠儀ニ有之今般別紙甲号及乙号ノ通照覆アリタルニ依リ右御了知ノ上必要ニ依リテハ関係当局其他ト協調提携シテ適宜ノ処置ヲ講ズル等爾今一層学生生徒ノ^(加筆)〔風紀ヲ肅正シ其ノ〕本分ヲ誤ラシメザル様^(抹消)〔校外補導ニ付〕遺憾ナキヲ期セラレ度右及通牒

備考

宛先 直轄学校長^(抹消)〔東京盲学校東京聾啞学校ヲ除ク〕及公私立ノ大学高等学校及専門学校長宛 各通
但シ女子学校ヲ除ク

案ノ三

〔^(加筆)〇〕

年月日 次官

地方長官宛

学生生徒ノ指導訓育ニ関シ別紙ノ通牒致シタル処右御了知ノ上^(抹消)〔必要ニ依リテハ〕^(加筆)〔^(抹消)貴管下中等学校其他ノ生徒ニ付テモ其ノ本分ヲ誤ラシメザル様〕^(加筆)〔一層御留意相成度尚必要ニ依リテハ〕之ガ校外補導ニ関シ学校当局ヲシテ諸般ノ関係者ト協調提携シテ適宜ノ処置ヲ講ゼシムル等万遺憾ナキヲ期セラレ度右及通牒

備考

〔別紙〕ハ案ノ二

(注記1)

〔至急〕

(注記2)

〔記録掛／14・5・15／受領〕

(注記3)

〔三九〕〔簿冊内件名番号〕

(注記4)

〔文部省／官専268号／昭和9・8・24〕

(注記5)

〔1〕

(注記6)

〔2〕

(注記7)

〔至急〕

(注記8)

〔文部省／官専305号／年月日〕

(注記9)

〔裁決定／10月24日〕

(注記10)

〔記録掛／14・5・15／受領〕

(注記11)

〔十月廿四日／發送済〕

〔安積〕

(注記12)

〔5〕

(注記13)

〔写〕

(注記14)

〔文部省／官専63号／昭9・10・5〕

(注記15)

〔文部省／官専63号／9年10月5日〕

(注記16)

〔文部省／官専305号／9年10月5日〕

(注記17)

〔施行前要再回／高田〕

(注記18)

〔裁決定／9月20日〕

(注記19)

〔文部省／官専268号／9年9月20日〕

〔宮下〕

(注記20)

〔記録掛／14・5・15／受領〕

(注記21)

〔發送／9月21日〕

(注記22)

〔至急〕

(注記23)

〔施行前要再回〕

(注記24)

〔廃案〕

(下札)

〔中山〕

〔種別〕よ一／聯繫／登録追加／件名 警視庁通知 各地方

〔並直轄〕〔公私立大学専門〕高等諸学校〔等〕へ通牒 校外ニ於ケル学生生徒ノ風紀取締ニ関スル件／番号 官専二六八／結了年月

(貼紙1)

〔甲号〕

(貼紙2)
「乙号」

〔百昭7年至昭10年
生徒総規第4冊〕
⑤ 3A, 32-6, 2453
〔文部省〕
学生